

貸金庫規定（自動型）

2020年3月2日現在

1. 契約の成立

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
- ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ただし、壊れやすいものは収納できません。
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、格納をおことわりすることがあります。

3. 契約期間等

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月31日までとします。
- (2) 契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

4. 使用料

- (1) 貸金庫の使用料は、次の料金表記載の料率にしたがい、毎年3月および9月の10日（ただし、該当日が休日の場合は、その翌営業日）に前6ヵ月分を後払いするものとし、借主が指定した預金口座から、当座勘定規定あるいは普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しあるいは普通預金の通帳および払戻請求書の提出を省略して払戻しのうえ使用料に充当します。

なお、当初の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月として、その月から最初に到来する使用料徴収期限までの分を月割計算により支払ってください。

<貸金庫使用料 料率表（6ヵ月当り、含む消費税）>

種類	サイズ（単位：cm）	手数料額
自動型	A (5.6×24.8×54.0)	6,930 円
	B (7.5×24.8×54.0)	7,920 円
	C (10.0×24.8×54.0)	9,900 円
	D (20.0×24.8×54.0)	14,850 円
全自動型	A (6.0×26.0×45.0)	9,900 円
	B (10.5×26.0×45.0)	12,870 円
	C (6.0×26.0×35.0)	6,600 円
	D (10.0×26.0×35.0)	11,220 円
	E (14.0×26.0×45.0)	16,500 円
	F (21.6×26.0×45.0)	19,800 円

（2019年10月1日 現在）

- (2) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。
変更後の使用料は、変更日以後最初に到来する徴収日の属する使用料徴収期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月までの使用料を支払ってください。

5. 鍵・カードの保管

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は予備鍵として当行立合いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。
- (2) 当行は借主に「AOGIN SAFETY BOX CARD」(以下「カード」といいます。)を発行します。カードは借主自身が保管してください。

6. 暗証の登録

借主が貸金庫の開扉にあたって使用する暗証を登録しますので、借主は当行に所定の暗証届を提出してください。
なお、登録した暗証の照会には応じません。

7. 開閉者の確認

当行所定の手続にしたがい、カード、暗証および正鍵により貸金庫を開閉した者を、借主(正当な契約者)とみなします。
なお、当行では開閉者の性別、年令等の確認はいたしません。

8. 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が、カード、暗証および正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開扉にあたっては、借主または借主のあらかじめ届け出た代理人が暗証照合機にカードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行の指定する場所で行ってください。
- (4) 使用がすんだときは、必ず内函を元の位置に戻し、施錠して閉庫してください。それをなされなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 停電、故障等によりカードによる暗証照合機の取扱いができないときは、当行所定の「貸金庫開扉票」に記名、届出印を押印のうえ、カードとともに提出してください。

9. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または暗証、印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届けてください。
この届出の前に届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
カードまたは正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

10. カード、鍵の喪失時等の取扱い

- (1) カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行ってください。
- (2) カードまたは正鍵を失った場合、もしくは毀損した場合は、錠前の取り替え、カードの再発行等に要する費用を支払ってください。
- なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

11. 暗証照合等

- (1) 暗証照合機によりカードを確認し、暗証照合機操作の際に使用された暗証と当行に届出の暗証との一致を確認して貸金庫を開閉しましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- なお、第8条第5項の場合に当行窓口においてカードを確認し、「貸金庫開扉票」に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めた場合は、印章につき偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 貸金庫の開閉に使用される鍵について、当行は確認する義務を負いません。

12. 損害の負担等

- (1) 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備に故障等が発生した場合には、貸金庫の開扉に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

14. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。
- この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ、
貸金庫をただちに明け渡してください。
- なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第
10条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約できるものと
します。
- この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続をしたう
え貸金庫を明け渡してください。
- 第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の品質等により、当行も
しくは第三者に損害を与える、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が
生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ カードの改ざん、不正使用など当行がカードの使用を不適当と認めたとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である
には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約
を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をした上貸金庫を明け渡してください。なお、この解
約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により
当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場
合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経
過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴ
ロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団
等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加え
る目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしてい
ると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難され
るべき関係を有すること

- (3) 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 第2項、第3項の明け渡しが遅延したときは、延滞損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算によって支払ってください。
- この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、延滞損害金に充当します。
- 不足額が生じたときはただちに支払ってください。
- なお、当行はこの不足額を明け渡し日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明け渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当行は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求める能够なものとします。
- これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、延滞損害金およびその他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。
- この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

15. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

16. 緊急措置

法令の定めるところにより、貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。

このために生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. 議渡、転貸等の禁止

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) カードは譲渡、質入れすることはできません。

18. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上